

証券コード 281A
2026年3月12日
(電子提供措置開始日 2026年3月6日)

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目12番16号
インフォメティス株式会社
代表取締役社長 只 野 太 郎

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、以下の当社ウェブサイト「第13期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.informetis.com/ir/library/shareholders/>

また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記東京証券取引所のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード「281A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビルB館 地下1階
A P 浜松町 F ルーム

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第13期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案

取締役3名選任の件

第3号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

第4号議案

当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたって議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
\*当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

\* 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

\* 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。そのため、当該書面の目次、項番及び参照頁は電子提供措置事項により提供する情報と同一となっており、一部ページが抜けておりますのでご了承ください。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月27日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）  
午後6時00分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）  
午後6時00分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 双票  
××××年×月××日

| 議案日議案のご所有株式数 | 賛成 | 反対 |
|--------------|----|----|
| 1.           |    |    |
| 2.           |    |    |
|              |    |    |
|              |    |    |
|              |    |    |

ログイン用紙コード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXXX  
〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

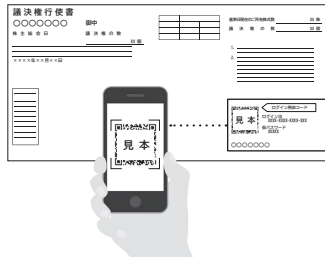
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

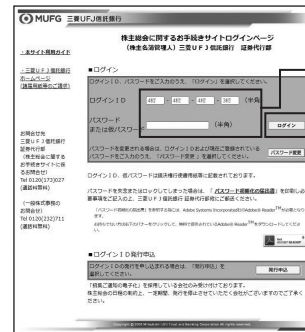
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

#### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の理由

当社は、現時点で生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性の向上を目指しながら、柔軟かつ機動的な資本政策を実施できる体制を確保するため、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

#### 2. 資本金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、2026年1月31日時点の資本金の額367,321,950円のうち357,321,950円を減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、当社が2026年1月31日時点で発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

##### (2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであります。

##### (3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月20日（予定）

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

#### 3. 資本準備金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2026年1月31日時点の資本準備金の額357,321,950円のうち357,321,950円を減少して0円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、当社が2026年1月31日時点で発行している新株

予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本準備金の額のみを減少するものであります。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月20日（予定）

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

4. 剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、上記2.(1)及び3.(1)の振り替えられたその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,229,984,047円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,229,984,047円

(3) 剰余金の処分がその効力を生ずる日

2026年5月20日（予定）

## 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                  | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                                                          | <p>[再任]</p> <p>ただの たろう<br/>只 野 太 郎<br/>(1968年5月15日生)</p> | <p>1991年4月 ソニー株式会社（現・ソニーグループ株式会社）入社</p> <p>2013年4月 当社設立 代表取締役社長（現任）</p> <p>2014年11月 Informetis Europe Ltd. Director（現任）</p> <p>2018年4月 株式会社エナジーゲートウェイ 社外取締役（現任）</p> | 38,000株           |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>只野太郎氏は、当社設立以来、代表取締役社長として経営の指揮を執ってまいりました。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、これまで当社の経営を担ってきた実績と経験をもって、当社のさらなる成長と持続的な企業価値の向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</p> |                                                          |                                                                                                                                                                     |                   |



| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                              | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>[再任]</p> <p>よこみぞ だいすけ<br/>横 溝 大 介<br/>(1975年5月15日生)</p> | <p>2000年11月 TAC株式会社 入社 会計士講師室</p> <p>2006年11月 SBIペリトランス株式会社（現・株式会社DGファイナンステクノロジー）入社 経営管理部</p> <p>2009年2月 株式会社インタースパイア（現・ユナイテッド株式会社）入社 経営管理部</p> <p>2009年7月 同社内部監査室長</p> <p>2010年10月 グルーポン・ジャパン株式会社 入社 管理本部 マネージャー</p> <p>2014年1月 サイジニア株式会社（現・ZETA株式会社）入社 管理部長</p> <p>2014年9月 同社取締役執行役員CFO</p> <p>2015年1月 同社取締役執行役員CFO兼経営管理部長</p> <p>2017年5月 Repertoire Genesis株式会社 入社 取締役兼執行役員</p> <p>2019年1月 同社取締役CFO</p> <p>2019年9月 同社取締役兼社長室長CFO</p> <p>2020年6月 当社入社 執行役員CFO</p> <p>2020年6月 当社取締役CFO</p> <p>2020年12月 当社取締役CFO兼経営管理本部長</p> <p>2021年6月 株式会社エナジーゲートウェイ 社外取締役（現任）</p> <p>2024年6月 Informetis Europe Ltd. Director（現任）</p> <p>2025年4月 当社取締役CFO（現任）</p> | 16,000株           |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>横溝大介氏は、資金調達に加え、財務、経営企画、事業戦略、法務・知財戦略等を横断して推進できる豊富な経験と高い実行力を有しております。当社取締役CFO就任後は当社株式の上場を主導するとともに、上場後においても資本政策を含む各種施策を一体的に推進し、当社の財務体制の強化及び資金面の安定化に貢献してまいりました。今後も、同氏の横断的な専門性と推進力により、当社のさらなる成長と企業価値の向上に大きく寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</p> |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>[再任]</p> <p>たかはし もとひろ<br/>高 橋 元 弘<br/>(1975年9月4日生)</p> | <p>2001年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属）</p> <p>2001年10月 森綜合法律事務所（現・森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）入所</p> <p>2007年4月 末吉綜合法律事務所（現・潮見坂綜合法律事務所）設立 同事務所パートナー（現任）</p> <p>2007年4月 九州大学法学部 非常勤講師</p> <p>2010年4月 東京理科大学専門職大学院 講師</p> <p>2011年4月 日本弁理士会 特定侵害訴訟代理業務研修（能力担保研修）講師</p> <p>2013年4月 知的財産管理技能検定 技能検定委員（現任）</p> <p>2013年4月 特許庁工業所有権審議会 弁理士審査分科会臨時委員</p> <p>2013年4月 金沢工業大学虎ノ門大学院 知的創造システム専攻非常勤講師</p> <p>2015年4月 金沢工業大学虎ノ門大学院 知的創造システム専攻客員教授</p> <p>2021年2月 特許庁工業所有権審議会 弁理士審査分科会試験委員</p> <p>2023年12月 当社社外取締役（現任）</p> | 0株                |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>高橋元弘氏は、弁護士として、長年企業法務に従事しており、会社法及びコーポレート・ガバナンスはもちろんのこと、当社の事業推進に不可欠な知的財産・IT関係法令にも精通し、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の業務領域における専門的かつ客観的な助言・提言を期待して、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。</p> <p>なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p> |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                   |

1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 高橋元弘氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年3か月であります。
3. 当社は、現在、高橋元弘氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しておりますが、同氏の再任が承認された場合には、同契約第2条（再任の場合の効力）に基づき、同契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を補填することとしております。本議案が承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、高橋元弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年12月27日開催の臨時株主総会において、一事業年度あたり300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

また、2025年3月28日開催の第12期定時株主総会で、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をいただいております。

近年、事業環境や経済情勢が変化する中、経営の難易度が高まっており、取締役の役割及び責務が増大しております。このような状況のもと、これまでより一層、当社の企業価値の持続的な向上と、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度の内容を一部改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

上記を踏まえ、譲渡制限付株式の割当てのための報酬の枠を拡充し、対象取締役に対して支給される譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権の総額を一事業年度あたり60,000千円以内を150,000千円以内に改定することといたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）であり、本株主総会で第2号議案「取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名（うち社外取締役1名）となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は、以下のとおりであります。

#### 1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

#### 2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、現在、一事業年度あたり24,000株を上限としておりますが、一事業年度あたり60,000株を上限とすることに

改定することといたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において、取締役会にて決定いたします。

### 3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」といいます。）。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役、使用人その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

##### （2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本割当株式の払込期日同日を初日として1年から3年の間で当社取締役会が定める期間の末日が属する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「要在任期間」といいます。）、継続して、当社の取締役、使用人その他当社取締役会で定める地位のいずれかにあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、要在任期間の間に、当社の取締役、使用人その他当社取締役会で定める地位のいずれからとも正当な理由により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

##### （3）無償取得事由

対象取締役が、要在任期間の間に、当社の取締役、使用人その他当社取締役会で定める地位のいずれからとも正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記（２）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、要在任期間の間に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### （５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

### ４．譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は一事業年度あたり150,000千円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は一事業年度あたり60,000株を上限としており、2026年1月31日時点の発行済総数に対する希薄化率は1.16%であり、本譲渡制限付株式の付与は相当であると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定であります。



#### 第4号議案 当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

当社は、本株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付等に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することに関して、2026年2月24日に開催した取締役会において決議を行いました（かかる決議を以下「本取締役会決議」といいます。）。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものですが、後述のとおり、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられております。さらに、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本株主総会において議案（普通決議）としてご承認をお願いするものであります。

また、本プランは、本取締役会決議により承認を受けた時から効力を生じるものとされておりますが、本株主総会において上記議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとします。

#### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉な

どを行う必要があると考えています。

## Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

### 1．企業価値・株主共同利益の源泉

#### (1) 当社の経営理念と経営方針

当社グループは、2013年の創業以来、「エネルギーデータの力で、暮らしの未来を変えていく。」というミッションのもと、日本及び世界のカーボンニュートラル社会の実現に向けて事業を展開してきました。当社の中核には【エネルギー×AI】の技術があり、電力の使われ方をより賢く、より効率良くすることで、社会全体のエネルギー利用の最適化に貢献しています。

創業当初から私たちが大切にしてきたのは、理論的なモデルに依存するのではなく、実際の家庭や設備にセンサーを設置し、生の電力データを一つひとつ着実に集め、積み上げていく姿勢でした。10年以上にわたる実測データの蓄積は、当社独自のAI技術を支える強固な基盤となり、他社が容易に模倣できない競争優位の源泉になっています。

その成果として生まれたのが、当社のコア技術であるNILM（機器分離推定技術）です。家電ごとに異なる電流波形を解析することで、「いつ」「どれくらい」電力を使ったかをリアルタイムに推定できるこの技術は、国際標準規格にも採用されており、世界的にも高い評価を獲得しています。

現在、当社の成長を大きく後押しする重要な動きとして、日本では2026年から次世代（第2世代）スマートメーターの本格導入が開始されます。次世代（第2世代）スマートメーターは、従来に比べ圧倒的に高精度な電力データを全国共通仕様で取得できる仕組みであり、電力利用の精緻な可視化と最適化、生活の安全性向上、脱炭素化支援など、新しい価値を次々に生み出す潜在力を持っています。まさに、今後のエネルギー社会においてゲームチェンジャーとなるインフラです。

当社のNILM技術は、この次世代（第2世代）スマートメーターが出力する高精細データに最適化されており、創業以来積み重ねてきた実測データと独自AIの融合により、その能力を最大限に引き出すことができます。家電レベルのきめ細やかな利用状況の把握、異常検知、設備故障予測、生活リズムの可視化など、多様な価値を高精度で提供できる点は、当社の大きな強みです。

次世代（第2世代）スマートメーターの全国的な普及により、当社が活躍できる領域は今後さらに広がります。しかし同時に、エネルギーという社会インフラに関わる当社にと



って、公平・中立・不偏不党であることは極めて重要です。特定の企業や利害に左右されることなく、社会全体に対して公正な価値を提供し続けることが、インフラ企業としての責務だと考えています。

この独立性こそが、当社技術を安心して活用いただくための最大の信頼基盤であり、長期的な企業価値を支える重要な要素です。

一方で、2025年11月13日に公表いたしました「通期連結業績予想の修正及び役員報酬の減額に関するお知らせ」に記載のとおり、主要取引先（大口顧客）である大手賃貸事業者との取引が当社グループの想定に反して急遽終了することとなり、当該契約終了等の外部要因の影響を受け、業績が悪化し、大幅な赤字を計上する結果となりました。これを受け、当社の時価総額は大きく下落し、2026年2月16日時点の時価総額は約16億円程度にとどまっております。この水準では、一定規模以上の資本を有する第三者による買収提案等が可能となり、同意なき買収や過度な圧力を伴う買収提案等がリスクとして顕在化する可能性があります。かかる状況下で、取締役会が十分な検討期間を確保できないまま拙速な意思決定を迫られた場合、企業価値及び株主共同の利益の最大化の観点から、必ずしも望ましくない取引に至るおそれがあります。その結果、株価の下落や中長期的な事業基盤の毀損等、当社及び株主の皆様にも不利益となる影響が生じる可能性があります。

こうした状況を踏まえ、当社は、自社の意思決定の自由度と中立性を確保し、公共性の高い技術を適切に社会実装していくための体制づくりにも力を入れています。必要に応じて、会社の健全な独立性を確保するための施策についても前向きに検討を進めており、持続的な企業価値向上の観点から最適なガバナンス体制を構築していく方針です。

また近年、エネルギー関連データや解析技術は国家にとっても戦略的価値が高まっており、経済安全保障の観点からも、その安全かつ自律的な運用が強く求められています。当社はこうした環境変化を踏まえ、データ管理体制の高度化や技術流出リスクへの備え、重要インフラとしての継続性確保に取り組み、社会全体から信頼される基盤づくりを進めています。

当社はこれからも、公正な立場と高度な技術を武器に、社会のエネルギー効率化と安全性向上を支え、持続可能な未来の実現に貢献してまいります。

## （2） 中期経営計画による企業価値向上の取り組み

当社は、2026年12月期からの5年間を、次世代（第2世代）スマートメーター普及が本格化する「事業構造転換期」と位置づけ、2025年11月13日に中期経営計画を公表いたしま

した。

本計画は、当社がこれまで培ってきた独自技術と事業基盤を最大限に活かし、次世代（第2世代）スマートメーターを核とした新たな価値創出、及び海外事業の非連続的な成長を実現するための戦略です。

国内事業においては、東京電力グループをはじめとする電気事業者との強固な協業関係を基盤に、次世代（第2世代）スマートメーターを活用した高度なエネルギーマネジメントサービスを展開します。

国内では今後10年で全国的に次世代（第2世代）スマートメーターへの置き換えが継続することが見込まれており、当社にとっては長期で安定性の高い収益機会となります。

海外では、大手空調メーカーとの協業により英国で開始したエネルギーマネジメントサービスを、欧州各地域へ水平展開してまいります。

欧州は脱炭素化政策と電力需給の変動拡大を背景に、エネルギーマネジメント市場が急成長しており、当社が有するデータ解析技術と省エネ実績が強い競争優位性となっています。

さらに、国際標準化活動を通じて当社技術を標準仕様に組み込むことで、欧州市場での実績とあわせて、グローバル市場を獲得するための強固な参入障壁を構築します。

これにより、中長期的にはスマートメーター関連事業の世界展開を本格化し、当社の成長を支える第二・第三の柱を確立します。

これらの取り組みにより、当社は国内の安定成長と海外の高成長を両輪として、持続的かつ非連続的な企業価値向上を実現してまいります。

## 2. コーポレート・ガバナンスについて

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に向上させ、社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると認識しており、法令の遵守に基づく企業倫理の確立や、迅速な経営判断と経営チェック機能の充実が重要であると認識しています。このため、公正かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高め、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えています。

## (2) コーポレート・ガバナンスの体制の概要

当社は、機関設計として監査役会設置会社を採用しています。

当社取締役会は、社外取締役1名を含む3名で構成しており、監査役3名も出席し迅速な意思決定と取締役会の活性化を図っています。月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行その他法定事項について決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しています。

また、取締役の個人別の報酬に関する事項の決定に関して、社外取締役を委員長とし、その構成メンバーの過半数を独立役員とする任意の報酬委員会を設置しており、取締役の報酬額の決定プロセスの透明性及び客観性を確保するとともに、その妥当性等について審議しています。

監査役会につきましては、社外監査役3名で構成し、月1回の定例監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査に関する重要事項について報告、協議及び決議を行っています。常勤監査役につきましては、社内の各会議に積極的に参加し、管理体制や業務の遂行など会社の状況の把握に努めています。

## (3) その他

そのほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付等を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

### 2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告に従うとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の4氏が就任する予定です。

なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付等に係る提案を受けているわけではありません。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランに係る手続

##### ① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)、(ii)又は(iii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主と

の間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為。(ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合又は株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)

## ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

### (i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

### (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

### (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等、その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

## ③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。



まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②( i )(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会及び独立委員会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- ( i ) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- ( ii ) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- ( iii ) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ( iv ) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- ( v ) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ( vi ) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ( vii ) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締

結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他大規模買付等の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様の開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時か



つ適切に株主の皆様の開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告又は決議をした場合には、当社取締役会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる事由等により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、あらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告に従い、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### ⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うことがあります。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本取締役会決議により承認を受けた時から2029年3月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、本株主総会において承認が得られない場合、本プランはその時点をもって廃止されるものとし、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変

更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

#### 4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえています。

##### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### (2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで導入するものです。また、上記3. (3)に記載したとおり、本株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

##### (3) 必要性・相当性確保の原則

###### ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不

発動の決議等に際して独立委員会の勧告に従います。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記３．に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記３．(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を１年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の３．(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有



する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦に記載の手続等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以上



## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
- (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関してあらかじめ株主意思の確認を得ることの是非を含む）
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
- 各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の略歴

高橋 元弘（たかはし もとひろ）（1975年9月4日生）

- 2001年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属）  
森綜合法律事務所（現・森・濱田松本法律事務所）入所
- 2007年4月 末吉綜合法律事務所（現・潮見坂綜合法律事務所）設立  
同事務所パートナー（現任）
- 2013年4月 知的財産管理技能検定 技能検定委員（現任）
- 2023年12月 当社社外取締役（現任）

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

高橋 研兒（たかはし けんじ）（1959年9月24日生）

- 1984年4月 シェル石油(株)（現・出光興産(株)）入社
- 2010年4月 (株)クレコ（現・出光ビジネスエキスパート(株)）代表取締役社長
- 2019年4月 出光興産(株) 常勤監査役
- 2022年9月 当社社外監査役（現任）

※同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

大久保 樹理（おおくぼ じゅり）（1981年7月14日生）

- 2001年10月 (株)ティエムコーポレーション 取締役（現任）
- 2007年9月 (株)AGSコンサルティング/税理士法人 入社
- 2019年10月 大久保樹理税理士事務所 開業（現任）
- 2021年1月 (株)Suneight 監査役
- 2021年12月 (株)プラスアルファ・コンサルティング 監査役（現任）
- 2023年4月 当社社外監査役（現任）

※同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

西村 正則（にしむら まさのり）（1960年1月20日生）

1980年4月 大日本インキ化学工業㈱（現・DIC㈱）入社

1987年4月 ㈱ディッククリエーション（現・㈱ルネサンス）移籍

2000年10月 ㈱ディックルネサンス（現・㈱ルネサンス）人事総務部長

2004年10月 ㈱ルネサンス 執行役員人事部長

2015年6月 同社常勤監査役

2023年6月 同社常勤顧問

2023年12月 同社常務執行役員

2023年12月 当社社外監査役（現任）

2025年4月 ㈱ルネサンス 参与（現任）

※同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

※上記4氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

以上

## 大株主の状況（2025年12月31日現在）

| 順位 | 氏名                        | 持株数（株）  | 持株比率（％） |
|----|---------------------------|---------|---------|
| 1  | 株式会社フォーバル                 | 635,240 | 12.94   |
| 2  | T I S 株式会社                | 278,248 | 5.67    |
| 3  | 伊藤忠エネクス株式会社               | 254,237 | 5.18    |
| 4  | 新井 友行                     | 153,700 | 3.13    |
| 5  | 株式会社S B I 証券              | 149,500 | 3.04    |
| 6  | I E ファスト&エクセレント投資事業有限責任組合 | 140,148 | 2.85    |
| 7  | 株式会社建設技術研究所               | 129,032 | 2.62    |
| 8  | 田所 昇                      | 125,600 | 2.55    |
| 9  | 楽天証券株式会社共有口               | 93,100  | 1.89    |
| 10 | J I A 1 号投資事業有限責任組合       | 84,700  | 1.72    |

以上

## 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他 1. から 9. までは準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上



## 新株予約権無償割当ての概要

## 1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

## 2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

## 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者、(4)特定大量買付者の特別関係者、(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

# 事業報告

(自 2025年1月1日  
至 2025年12月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、賃上げの継続や雇用環境の改善を背景に、個人消費が底堅く推移するなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、海外経済の減速、米国の通商政策動向の不透明感、為替変動などの影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが関連するエネルギー業界においては、再生可能エネルギーの導入拡大が第7次エネルギー基本計画のもとで引き続き加速し、系統安定化に向けた蓄電システム及び分散型電源の整備が第4四半期以降一段と進展しております。また、電力需給逼迫リスクへの対応として、デマンドレスポンス（DR）支援サービスの活用が第3四半期以降さらに拡大し、需給調整力確保に向けた取り組みが一層強化されました。

こうした事業環境のもと、当社グループは、脱炭素社会の実現及びグリーントランスフォーメーション（GX）の推進を図るとともに、電力利用効率の向上に資する各種サービスの提供に注力してまいりました。具体的には、(i)消費者向け電力見える化サービスとして「ienowa（イエノワ）」、「enenowa（エネノワ）」及び「hitonowa（ヒトノワ）」、(ii)電力事業者向けエネルギーマネジメントサービスとして、デマンドレスポンス（DR）支援サービス「BridgeLAB DR（ブリッジラボ ディーアール）」、簡易電力見える化サービス「NILM Lite（ニルム ライト）」及び次世代（第2世代）スマートメーターに関連する受託開発等の取引拡大に努めました。

一方で、第4四半期に当社グループにおいて、主要取引先（大口顧客）である大手賃貸事業者との取引が当社グループの想定に反して急遽終了することとなり、これにより当該大口顧客向けの2025年12月期以降の「アップフロント」領域の売上及び2026年4月以降の「プラットフォーム・アプリ提供」領域の売上について、継続的な計上を見込めなくなりました。また、「プラットフォーム・アプリ提供」領域では、「NILM Lite」の引き合いは堅調であったものの、新規顧客の獲得及び導入スケジュールが後ろ倒しとなりました。さらに、「その他」領域では、各電力会社における次世代（第2世代）スマートメーターの導入計画自体は予定どおりであるものの、次世代（第2世代）スマートメーターのデータを活用する付随的

な応用サービスの開発・導入スケジュールが後ろ倒しとなりました。

これらの状況を踏まえ、当社グループでは、収益基盤の安定化及び新たな収益創出力の向上を重要な経営課題として位置づけ、各種施策に取り組んでまいりました。

特に、電力需給逼迫リスクへの対応としてデマンドレスポンス（DR）支援サービスへの追い風が吹く中、「BridgeLAB DR」において、法人顧客が導入しやすい成果報酬型メニューを設定し、導入拡大を図りました。これにより、第4四半期の大幅伸長で、「BridgeLAB DR」の受注済契約数が前年の第4四半期比約2倍に増加いたしました。

加えて、「BridgeLAB DR」導入済法人顧客を起点に、DR運用で取得・蓄積されるデータをそのまま活用できることから、追加のデータ取得等を要さず導入できるアップセルとして、法人向けエネルギーマネジメント診断サービス及び「NILM Lite」による電力利用の簡易可視化・分析機能の開発・提供を進めました。

さらに、2024年12月に締結した株式会社フォーバルとの業務提携に関する契約に基づき、小規模法人向け脱炭素化支援サービスの商業展開を2025年12月に開始し、2026年12月期以降には全国展開を計画しております。

また、英国においては、2025年11月から、当社グループの技術・サービスを活用した「Budget Control（バジェット コントロール）」サービスを搭載するヒートポンプ（電気給湯器）製品ラインナップ「UP Series（アップ シリーズ）」の販売が、Daikin Airconditioning UK Ltd.により開始され、欧州における本格的な商業展開の第一歩となりました。

最後に、当社グループの中長期の成長戦略の中核をなす次世代（第2世代）スマートメーターに関しては、東京電力グループが次世代（第2世代）スマートメーターに関連する取り組みやカーボンニュートラルの実現に向けた各種施策を引き続き推進する中、当社グループは、東京電力グループとの合併会社である株式会社エナジーゲートウェイを通じ、緊密な協力関係のもと、これらに関連するエネルギーインフラの開発を推進してまいりました。次世代（第2世代）スマートメーターのデータを活用した応用サービスの開発及び新規受託案件は一部で当初計画を下回ったものの、これまでの協働を礎に、東京電力グループとともに次世代（第2世代）スマートメーター時代に向けた取り組みを着実に進展させた意義ある一年となりました。

次世代（第2世代）スマートメーターの導入は、東京電力グループのみならず他エリアでも着実に前進しており、全国レベルでの本格展開に向けた環境が整いつつあります。実際に、関西電力送配電株式会社は2026年1月5日から次世代（第2世代）スマートメーターの設置開始を公表しており（出典：関西電力送配電株式会社「第2世代スマートメーターの設置開始について」2026年1月5日）、中部電力パワーグリッド株式会社も2026年1月から次

世代（第2世代）スマートメーターの設置開始を公表しております（出典：中部電力パワーグリッド株式会社「第2世代スマートメーターの設置開始について」2025年12月8日）。こうした動きは、次世代（第2世代）スマートメーターを基盤とするデータ利活用・周辺サービスの需要拡大に向けた追い風となるものであり、当社グループは、この潮流を確実に捉え、事業機会の具体化及び収益化に向けて取り組んでまいります。

以上の結果、売上高は530,019千円、営業損失は628,704千円、前述の大口顧客との取引終了を見据え、関連会社が保有するセンサー在庫について、その回収可能性を慎重に検討し、評価損を認識した結果、持分法による投資損失が61,133千円となったことを主因の一つとして、経常損失は717,785千円、親会社株主に帰属する当期純損失は721,633千円となりました。

各項目の経営成績の状況は、以下のとおりであります。

なお、当社は、エネルギー・インフォマティクス事業を単一セグメントで展開しているため、セグメント別の記載は省略しておりますが、事業領域は、事業を展開する地域により、①国内領域及び②海外領域に分かれております。

（売上高）

① 国内領域

「アップフロント」による売上高は、主要取引先（大口顧客）である大手賃貸事業者との取引が当社グループの想定に反して急遽終了することとなったものの、ハウスメーカーや住宅設備商社などへの電力センサーの販売が安定して継続し、需要の広がりを着実に捉えたことにより、15,091千円となりました。

また、「プラットフォーム・アプリ提供」による売上高は、「ienowa」、「enenowa」及び「hitonowa」が利用者数の増加を背景に順調に推移したことにより、299,950千円となりました。なお、「BridgeLAB DR」につきましましては、成果報酬型契約の導入により、受注済契約数が前年の第4四半期比で約2倍に増加するなど、取り組みの成果は既に出ておりますが、報酬金額の確定が2026年12月期後半に確定するため、売上・利益への本格的な貢献は2026年12月期後半を見込んでおります。

さらに、「その他」による売上高は、次世代（第2世代）スマートメーターに関連する受託開発を中心に201,791千円となりました。

この結果、当連結会計年度の国内領域の売上高は516,832千円となりました。

② 海外領域

2025年11月から、当社グループの技術・サービスを活用したDaikin Airconditioning UK Ltd. のヒートポンプ（電気給湯器）製品「UP Series」の英国販売が開始され、海外市場開拓が具体化いたしました。

この結果、当連結会計年度の海外領域の売上高は13,186千円となりました。

| 区分             | 当連結会計年度売上高 |        |
|----------------|------------|--------|
|                | 金額（千円）     | 構成比（％） |
| 国内領域           | 516,832    | 100.0  |
| アップフロント        | 15,091     | 2.9    |
| プラットフォーム・アプリ提供 | 299,950    | 58.0   |
| その他            | 201,791    | 39.0   |
| 海外領域           | 13,186     | 100.0  |
| アップフロント        | —          | —      |
| プラットフォーム・アプリ提供 | 9,932      | 75.3   |
| その他            | 3,254      | 24.7   |
| 国内領域及び海外領域合計   | 530,019    | 100.0  |
| アップフロント        | 15,091     | 2.8    |
| プラットフォーム・アプリ提供 | 309,883    | 58.5   |
| その他            | 205,045    | 38.7   |



(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は255,661千円となりました。これは、「アップフロント」の売上高において、センサー販売が発生しなかったことによる減少によるものであります。

この結果、売上総利益は274,358千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は903,062千円となりました。これは、管理費用の増加に加え、上場維持に係る費用の発生、上場準備期間中に抑制していた人件費の見直し（給与水準の適正化）に伴う人件費の増加及び外注費用の増加等によるものであります。

この結果、営業損失は628,704千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は587千円、営業外費用は89,669千円となりました。営業外費用の主なものとしては、前述の大口顧客との取引終了を見据え、関連会社が保有する電力センサー在庫について、当連結会計年度において回収可能性を慎重に検討し、評価損を認識した結果、当連結会計年度における持分法による投資損失として61,133千円を計上したことによるものであります。

この結果、経常損失は717,785千円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純損失は721,633千円となりました。

## (2) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、2025年6月30日に、既存借入金の借換え、金利の引き下げ及び借入期間の長期化を図ることを目的として、取引金融機関2行から総額400,000千円の長期借入を実施いたしました。

また、2025年7月9日に、より一層安定した財務基盤の確保を目的として、株式会社みずほ銀行と総額300,000千円のコミットメントライン契約を締結いたしました。当連結会計年度末現在において、同契約に基づき300,000千円の借入を実行しておりますが、2026年2月13日に当該コミットメントライン契約による借入金を全額期日前に返済いたしました。

さらに、2025年12月5日に、次世代（第2世代）スマートメーター関連事業拡大に伴う事業推進費等の資金需要に充当することを目的として、東海東京証券株式会社を割当先として、第9回新株予約権（行使価額修正条項付）を有償にて発行いたしました。

当連結会計年度末現在において、同新株予約権の総発行数11,000個のうち、200個が行使され、同新株予約権の払込金額の総額及び同新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額11,600千円の資金を調達しております。なお、当連結会計年度末における未行使の同新株予約権は10,800個となっております。

### （3）設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は261,015千円であります。

### （4）財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第10期 | 第11期 | 第12期      | 第13期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|------|------|-----------|-------------------|
| 売 上 高 (千円)               | —    | —    | 982,352   | 530,019           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | —    | —    | 56,471    | △721,633          |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | —    | —    | 13.11     | △147.95           |
| 総 資 産 (千円)               | —    | —    | 1,994,355 | 1,648,439         |
| 純 資 産 (千円)               | —    | —    | 1,273,761 | 585,781           |

- （注） 1 第12期が、連結計算書類の作成初年度であるため、第11期以前の状況は記載しておりません。
- 2 第13期より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を適用しており、第13期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (5) 対処すべき課題

### ① 業績の回復

当社グループは第12期において、継続していた赤字を解消することを目指し、事業基盤の強化及び経営効率の向上に向けた取り組みを進めてまいりました。これらの施策が実を結び、同期には黒字を計上することができました。

一方、第13期は、主要取引先（大口顧客）である大手賃貸事業者との取引が当社グループの想定に反して急遽終了するなど、外部要因の影響を受け、業績が悪化し、最終的に大幅な赤字となりました。

このような状況を受け、当社グループは「業績の回復」を最優先課題として取り組んでおります。

特に、電力需給の逼迫リスクが高まる中で注目されるデマンドレスポンス（DR）支援サービス分野では、「BridgeLAB DR」に成果報酬型プランを新設し、法人顧客が導入しやすい仕組みを整備いたしました。さらに、「BridgeLAB DR」を導入いただいた法人顧客を中心に、DR運用で得られるデータを活用できるアップセルサービスとして、「エネルギーマネジメント診断サービス」や、電力利用の可視化・分析を簡易に行える「NILM Lite」の開発・提供を進めております。

また、売上回復を急ぐ一方で、固定費の抑制、人員配置の最適化、外注費の見直し、業務プロセスの効率化など、コスト管理にも継続的に取り組み、損益分岐点の引き下げに努めております。

今後もこれらの取り組みを通じて、足元の課題に正面から向き合いながら、持続的な成長を実現するための基盤づくりを着実に進めてまいります。

### ② 財政基盤の改善

当社グループは第12期において、東京証券取引所グロース市場への上場を達成し、公募増資により自己資本の充実を図ることで、財務基盤の強化を実現いたしました。

一方、第13期は、主要取引先（大口顧客）である大手賃貸事業者との取引が当社グループの想定に反して急遽終了するなど、外部要因の影響を受け、業績が悪化し、損益面では大幅な赤字を計上する結果となりました。

これらの業績の推移を踏まえ、当社グループは引き続き慎重な資金管理が求められる状況にあると認識しております。

今後は、前述の施策により業績の回復に努め、営業キャッシュ・フローの改善を図ると

ともに、取引金融機関からの継続的な支援に加え、第三者割当による新株予約権（MSワラント）の発行等を通じて、事業運営に必要な資金を確保し、財務基盤の一層の強化に努めてまいります。

### ③ 優秀な人材の確保・育成

当社グループの事業は、「エネルギー」と「テクノロジー」を融合させ、最先端のAI技術などを活用してエネルギーデータの価値を引き出し、脱炭素化などの社会課題に貢献するものであります。その実現には、特にエネルギー領域とAI技術をはじめとするテクノロジー領域の両方に精通した人材を継続的に確保することが重要であると考えております。

こうした課題に対応するため、当社グループは、エネルギーとテクノロジーの両領域に精通した優秀な人材の採用を強化するとともに、従業員に対して当社の経験とノウハウを活かした多様で有益な研修を計画的に実施し、人材の育成に取り組んでまいります。

### ④ 分析技術の強化と特許対策

当社グループは、NILM（機器分離推定技術）をはじめとするAI関連技術の中核とした分析技術こそが、当社の競争力の源泉であると認識しております。そのため、継続的な分析技術の強化に加え、他社のサービスとの差別化を図るべく、分析技術に関する特許権などの知的財産権を積極的に取得し、自社の権利を保護することが重要であると考えております。

こうした課題に対応するため、当社グループは、知的財産権に精通した人材の確保に加え、顧問弁理士などの専門家と連携し、権利化可能な技術について迅速に権利化を進めてまいります。

### ⑤ アライアンスパートナー戦略

脱炭素化を実現するためには、まずエネルギーデータを活用し、生活の質を向上させながらエネルギーの効率的な利用を促進することが重要であります。特に、エネルギー関連企業とのアライアンスを構築することが、脱炭素化の推進において重要な役割を果たすと考えております。

さらに、脱炭素化の実現には、エネルギーの効率的利用に貢献するサービスの提供だけでなく、「エネルギー+ $\alpha$ 」の付加価値を生み出すサービスを提供することも必要であります。これにより、当社グループのサービスの普及を促進し、社会インフラとしての定着

を目指してまいります。

こうした課題に対応するため、当社グループは、エネルギー関連企業とのアライアンスに加え、エネルギーデータを活用した付加価値の創出に寄与する、異業種企業とのアライアンスにも積極的に取り組んでまいります。

#### ⑥ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社グループは現在、成長過程にあり、業務運営の効率化やリスク管理のために内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。事業の効率的な拡大を実現するため、コンプライアンスの徹底と内部統制の強化を最優先事項として認識しております。

これまでも体制整備を進めてまいりましたが、事業規模の拡大に伴い、今後は人的補充を行いながら、定期的な内部監査を実施し、コンプライアンス体制をさらに強化してまいります。また、監査役による監査を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の向上を図ってまいります。

### (6) 主要な事業内容

当社グループは、脱炭素やGXに取り組む企業向けに、エナジー・インフォマティクス事業を展開しております。

エナジー・インフォマティクス事業は、エネルギー関連データを独自のAIで解析し、①省エネルギーと快適生活の実現をするスマート・リビングサービスと②エネルギーの運用効率の最適化を実現するエネルギーマネジメントサービスをSaaS（注）型で提供するものであります。

（注）SaaS：「Software as a Service」の略語で、ソフトウェアやアプリケーションの機能をサービスとして、クラウド上で提供し、利用者がネットワーク経由で利用するモデルのこと。

### (7) 主要な営業所及び使用人の状況

#### ① 営業所

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |

## ② 使用人の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 38名  | 3名減         |

(注1) 海外赴任者、当社から他社への出向者は含んでおりません。

(注2) 従業員数は、契約社員、当社から他社への兼務出向者を含む就業人員であります。

## ③ 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## (8) 重要な子会社の状況

子会社の状況

| 名称                     | 所在地                       | 出資比率 | 主要な事業内容         |
|------------------------|---------------------------|------|-----------------|
| Informetis Europe Ltd. | Cambridge, United Kingdom | 100% | 欧州圏における営業及び技術開発 |

## (9) 主要な借入先

| 借入先          | 借入残高       |
|--------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 570,000 千円 |
| 株式会社りそな銀行    | 90,004 千円  |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 193,360 千円 |

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、2024年12月期において、従前より継続していた赤字の解消を目的として、事業基盤の強化及び経営効率の向上に向けた各種施策を実施した結果、損益面において黒字を計上しました。

一方、2025年12月期においては、前述のとおり、大口顧客との契約終了等の外部要因の影響を受け、業績が悪化し、損益面において大幅な赤字を計上する結果となりました。

これらの業績推移の結果、当社グループは、継続企業の前提に疑義を生じさせる重要な事象又は状況が存在しているものと認識しております。

この状況を解消するため、当社グループは、次世代（第2世代）スマートメーター活用サービス及び海外事業を主軸とする事業運営方針を維持しつつ、収益基盤の安定化及び新たな



収益創出力の向上を重要な経営課題として位置付け、各種施策に取り組んでおります。

特に、既存のデマンドレスポンス（DR）支援サービスである「BridgeLAB DR」の導入済法人顧客を起点として、関連する追加サービスの提案を強化しております。具体的には、「BridgeLAB DR」の利用を通じて把握される法人顧客のニーズを踏まえ、既存法人顧客が追加導入しやすい法人向けエネルギーマネジメント診断サービスの開発及び展開を進めるとともに、「NILM Lite」を活用した電力利用の簡易可視化・分析機能を組み合わせ、顧客価値の向上及び収益機会の拡大を図ってまいります。

また、コスト面においては、固定費の抑制、人員配置の最適化、外注費の見直し及び業務プロセスの効率化を継続的に実行することにより、損益分岐点の引き下げを図っております。

資金面につきましては、取引金融機関からの継続的な支援に加え、第三者割当による新株予約権（MSワラント）の発行等を通じて、事業運営に必要な資金を確保しております。これらを踏まえ、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

一方で、今後の事業進捗や事業環境の変化、当該新株予約権の行使状況等によっては、財務基盤に影響を及ぼす可能性があることから、当社グループは引き続き、資金繰り及び財務状況について慎重に管理してまいります。

## 2. 株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 15,340,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 4,907,357株  |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 3,495名      |
| ④ 大株主        |             |

| 株 主 名                         | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|-------------------------------|---------|----------|
| 株 式 会 社 フ ォ ー バ ル             | 635,240 | 12.94    |
| T I S 株 式 会 社                 | 278,248 | 5.67     |
| 伊 藤 忠 エ ネ ク ス 株 式 会 社         | 254,237 | 5.18     |
| 新 井 友 行                       | 153,700 | 3.13     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券             | 149,500 | 3.04     |
| I Eファスト&エクセレント投資事業有限責任組合      | 140,148 | 2.85     |
| 株 式 会 社 建 設 技 術 研 究 所         | 129,032 | 2.62     |
| 田 所 昇                         | 125,600 | 2.55     |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口         | 93,100  | 1.89     |
| J I A 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 | 84,700  | 1.72     |

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

| 区 分             | 株式数 (株) | 交付対象者数 (名) |
|-----------------|---------|------------|
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 24,000  | 2          |
| 社外取締役           | —       | —          |
| 監査役             | —       | —          |

### 3. 新株予約権に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している、職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 名 称                     | 第7回新株予約権                     |
|-------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の数                 | 24,000個                      |
| 保有人数<br>当社取締役（社外役員を除く。） | 2名                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数     | 当社普通株式 24,000株               |
| 新株予約権の発行価額              | 無償                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  | 1,157円/1株                    |
| 新株予約権の行使期間              | 2025年7月26日から<br>2033年7月25日まで |
| 新株予約権の主な行使条件            | (注1)                         |

(注1) 新株予約権の主な行使条件

1. 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使期間において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位たることを要する。
2. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められない。
3. 本新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられていない。
4. 本新株予約権者が就業規則に定める懲戒処分に処せられていない。
5. 本新株予約権者が当社の書面による承諾を事前に得ることなく、同業他社の役職員に就いていない。
6. 本新株予約権者が書面により新株予約権者の全部又は一部を放棄する旨を申し出していない。
7. 本新株予約権者が在任・在職中に故意又は過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損していない。
8. 上記の他、当社と本新株予約権者との信頼関係が著しく損なわれていない。

| 名 称                     | 第 8 回新株予約権                       |
|-------------------------|----------------------------------|
| 新株予約権の数                 | 65,000個                          |
| 保有人数<br>当社取締役（社外役員を除く。） | 2 名                              |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数     | 当社普通株式 65,000株                   |
| 新株予約権の発行価額              | 無償                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  | 1,482円/ 1 株                      |
| 新株予約権の行使期間              | 2027年 6 月20日から<br>2034年 6 月19日まで |
| 新株予約権の主な行使条件            | （注 1）                            |

（注 1）新株予約権の主な行使条件

1. 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使期間において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位たることを要する。
2. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められない。
3. 本新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられていない。
4. 本新株予約権者が就業規則に定める懲戒処分に処せられていない。
5. 本新株予約権者が当社の書面による承諾を事前に得ることなく、同業他社の役職員に就いていない。
6. 本新株予約権者が書面により新株予約権者の全部又は一部を放棄する旨を申し出していない。
7. 本新株予約権者が在任・在職中に故意又は過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損していない。
8. 上記の他、当社と本新株予約権者との信頼関係が著しく損なわれていない。

## （2）当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

**(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

当社グループは、2025年12月5日に、次世代（第2世代）スマートメーター関連事業拡大に伴う事業推進費等の資金需要に充当することを目的として、東海東京証券株式会社を割当先として、第9回新株予約権（行使価額修正条項付）を有償にて発行いたしました。

2025年12月5日開催の取締役会決議に基づく行使価額修正条項付き新株予約権

|                        |                                                                                                             |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の名称               | 第9回新株予約権                                                                                                    |
| 新株予約権の数                | 11,000個                                                                                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式1,100,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                          |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個当たり400円（1株当たり4.00円）                                                                                  |
| 新株予約権の払込期日             | 2025年12月22日                                                                                                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 当初行使価額 1株につき450円<br>行使価額は、新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値の93%に相当する金額に修正されるが、その価額が下限行使価額（315円）を下回る場合には、下限行使価額とする。 |
| 権利行使期間                 | 2025年12月23日から2027年12月22日まで                                                                                  |
| 行使の条件                  | 各新株予約権の一部行使はできない。<br>その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「インフォメティス株式会社第9回新株予約権買取契約証書」に定めるところによる。                    |
| 割当先                    | 東海東京証券株式会社                                                                                                  |

**4. 会社役員に関する事項**

**(1) 取締役及び監査役の氏名等**

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                   |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 只 野 太 郎 | 社長<br>Informetis Europe Ltd. Director<br>株式会社エナジーゲートウェイ 社外取締役  |
| 取 締 役     | 横 溝 大 介 | CFO<br>Informetis Europe Ltd. Director<br>株式会社エナジーゲートウェイ 社外取締役 |
| 社 外 取 締 役 | 高 橋 元 弘 | 潮見坂綜合法律事務所 弁護士<br>知的財産管理技能検定 技能検定委員                            |

|           |         |                                              |
|-----------|---------|----------------------------------------------|
| 社 外 監 査 役 | 高 橋 研 児 | —                                            |
| 社 外 監 査 役 | 大久保 樹 理 | 大久保樹理税理士事務所 所長<br>株式会社プラスアルファ・コンサルティング 社外監査役 |
| 社 外 監 査 役 | 西 村 正 則 | 株式会社ルネサンス 参与                                 |

(注1) 高橋元弘氏は、社外取締役であります。

(注2) 高橋研児氏、大久保樹理氏及び西村正則氏は、社外監査役であります。

(注3) 大久保樹理氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注4) 西村正則氏は、2025年3月31日付で、株式会社ルネサンス常務執行役員を退任し、同年4月1日付で同社参与に就任しております。

(注5) 当社は、取締役高橋元弘氏、監査役高橋研児氏、大久保樹理氏及び西村正則氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ており、2021年12月27日の臨時株主総会の決議により、取締役の報酬の総額は一事業年度あたり300,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人給与を除く。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち4名は社外取締役))、監査役の報酬額は一事業年度あたり70,000千円以内(当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名)としております。各役員の額については、役職、各取締役の職務内容、職務量等を踏まえて決定するものとしております。

2025年3月28日開催の第12期定時株主総会において、当社は、取締役(社外取締役を除く。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名(うち1名は社外取締役))に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対して一事業年度あたり60,000千円以内、割当てる譲渡制限付株式の総数は一事業年度あたり24,000株以内として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することが決議されております。

2025年3月28日開催の取締役会において、当社は、取締役(社外取締役を除く。)に対して、報酬と当社業績との連動性をより明確にし、各取締役が事業年度ごとに業績向上に対する意識を高めることを目的に、業績連動報酬の導入を決議しております。業績連動報酬は、連結営業利益又は連結経常利益の少なくとも一方が計画値を達成した場合、計画達成率等を勘案し算定された金額が支給されます。社外取締役についてはその職責に鑑み、業務執行からの独立性を確保する観点から基本報酬のみとしております。これらの支給割合については短期的及び中長期的なインセンティブ並びに現金及び株式報酬のバランスを



考慮して設定いたします。

毎期、取締役会は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役の個人別報酬等の額の決定を代表取締役只野太郎に委任することを決議しております。直近では、2025年3月28日に決議を行っております。

これを受けて、代表取締役只野太郎は、業績、財務状況及び経済情勢を考慮のうえ、任意の報酬委員会の審議内容を踏まえ、取締役の報酬等の額を決定しております。当社は、報酬の決定に係る透明性・客観性を確保するため、社外役員を構成員の過半数とする任意の報酬委員会を設置しており、取締役の基本報酬の設定及び変更を行う場合には、同委員会は、代表取締役から諮問を受け、審議・答申を行っております。2025年12月期において、2025年3月5日に取締役の個別報酬額の審議を行っております。なお、代表取締役社長只野太郎に委任した理由は、当社の事業全体を把握し、全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職務について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議において決定しております。

## ② 非金銭報酬等の内容及び額又はその算定方法の決定方針に関する事項

非金銭報酬等は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象とした譲渡制限株式としております。

2025年3月28日の定時株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を付与することとしております。

毎期、取締役会は、既存の金銭報酬枠とは別枠で、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、本金銭報酬債権の額の決定を代表取締役只野太郎に委任することを決議しております。直近では、2025年3月28日に決議を行っております。

これを受けて、代表取締役只野太郎は、業績、財務状況及び経済情勢を考慮のうえ、任意の報酬委員会の審議内容を踏まえ、取締役の本金銭報酬債権の額を決定しております。当社は、報酬の決定に係る透明性・客観性を確保するため、社外役員を構成員の過半数とする任意の報酬委員会を設置しており、取締役の基本報酬の設定及び変更を行う場合には、同委員会は、代表取締役から諮問を受け、審議・答申を行っております。2025年12月期において、2025年3月5日に取締役の個別報酬額の審議を行っております。なお、代表取締役只野太郎に委任した理由は、当社の事業全体を把握し、全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職務について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、払込期日から当社の取締役、使用人その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間としております。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分      | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------|----------------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
|           |                | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役       | 56,688         | 53,724          | —           | 2,964      | 3                     |
| (うち社外取締役) | (6,000)        | (6,000)         | (—)         | (—)        | (1)                   |
| 監査役       | 13,200         | 13,200          | —           | —          | 3                     |
| (うち社外監査役) | (13,200)       | (13,200)        | (—)         | (—)        | (3)                   |

(注1) 当事業年度末日現在、取締役3名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役3名)が在任しております。

(注2) 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件は、「① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」及び「② 非金銭報酬等の内容及び額又はその算定方法の決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役高橋元弘氏は、潮見坂綜合法律事務所パートナー弁護士及び知的財産管理技能検定技能検定委員であります。当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

監査役大久保樹理氏は、大久保樹理税理士事務所所長及び株式会社プラスアルファ・コンサルティング社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

監査役西村正則氏は、株式会社ルネサンス参与であります。当社と同社との間に特別の利害関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名       | 主な活動状況                                                                                        |
|-------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 高 橋 元 弘   | 当事業年度の取締役会24回全てに出席し、弁護士としての長年の経験をもとに適宜質問、意見表明等の発言を行っております。                                    |
| 監 査 役 | 高 橋 研 児   | 当事業年度の取締役会24回全て、監査役会17回全てに出席しております。監査役としての長年の経験をもとに適宜質問、意見表明等の発言を行っております。                     |
| 監 査 役 | 大 久 保 樹 理 | 当事業年度の取締役会24回全て、監査役会17回全てに出席しております。大手コンサルティング企業での税務顧問及び税理士としての長年の経験をもとに適宜質問、意見表明等の発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 西 村 正 則   | 当事業年度の取締役会24回全て、監査役会17回全てに出席しております。監査役としての長年の経験をもとに適宜質問、意見表明等の発言を行っております。                     |

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役を除く。）及び社外監査役全員との間において、会社法第423条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合、当該契約により、係る損害につき、補填

することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重大な過失に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                     | 支払額      |
|---------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 21,500千円 |

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人に適正な職務の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合又はより適正な監査が期待できる等の理由により会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

### (5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

#### ① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

a. 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月

（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）

b. 業務改善命令（業務管理体制の改善）

c. 処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3か月  
（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### （1）業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制として、2021年6月29日開催の取締役会にて「内部統制基本方針」を定めております。その内容は、以下のとおりであります。

（内部統制システムの整備の状況）

1 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当社は、法令及び定款の遵守はもとより、社会の構成員として求められる倫理観及び価値観に基づき誠実に行動し、社会の期待に誠実に応えることが必要不可欠であると考え、取締役及び使用人に対するコンプライアンス研修等を行い、コンプライアンスに対する意識を継続的に高める。

（2）当社は、コンプライアンス推進の基本的事項を定めた当社のコンプライアンス関連規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの推進のための重要事項を審議・検討する。また、同規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理責任者を選任し、コンプライアンスの推進のための必要な施策を立案・実施する。

- (3) 当社は、当社の事業にとって特に重要な法令については、必要に応じて、規程・研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行う。
  - (4) 当社は、「内部通報制度」を設置し、法令及び定款違反行為の予防、早期発見並びに是正に努める。
  - (5) 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
  - (6) 監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、監査役関連諸規程に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
  - (7) 当社の内部監査部門は、当社諸規程に基づき、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を、代表取締役、取締役会及び監査役に報告する。
  - (8) 当社は、法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会に報告のうえ、必要に応じて外部専門家と協力しながら対応に努める。
- 2 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、当社諸規程に基づいて、作成、保存、管理及び廃棄する。
  - (2) 取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記情報を閲覧できる保存管理体制とする。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社は、リスク管理のための基本的事項を定めたリスク管理に関する規程を定め、同規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスクに対する評価・分析並びに予防法及びリスクが現実化した際の対策を審議・検討する。また、同規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理責任者を選任し、リスク管理のための必要な施策を立案・実施する。
  - (2) 当社は、特に重要視するリスクについては、必要に応じて、規程・研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行う。
  - (3) 当社の内部監査部門は、当社諸規程に基づき、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を、代表取締役、取締役会及び監査役に報告する。
- 4 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、中長期及び年度毎の事業計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
  - (2) 当社は、当社諸規程を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を定める。



- (3) 当社は、業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
  - (4) 当社は、社外取締役を含む取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
  - (5) 当社は、経営戦略会議を必要に応じて開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
- 5 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- (1) 当社は、連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
  - (2) 子会社は、関係会社管理に関する規程に定める協議事項・報告事項については、当社へ報告するとともに、定期的に業務進捗情報の報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正性を確保する。
  - (3) 子会社の事業を管掌する当社取締役は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
  - (4) 当社の内部監査部門は、毎年、子会社の業務活動全般について、監査結果を、代表取締役、取締役会及び監査役に報告する。
  - (5) 当社は、必要に応じて、子会社に対し取締役を派遣又は監査役が赴き、当該役員を通じて、子会社担当取締役の職務執行を監視・監督する。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 当社は、監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くものとし、その人選及び人数については監査役会との間で協議する。
  - (2) 当社は、補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。また、補助使用人の任命、異動、評価及び懲戒については、事前に監査役会へ報告し、了承を得たうえで行うものとする。
- 7 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保するため、必要な知識・能力

- を備えた補助使用人を確保する。補助使用人は、内部監査担当者をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに取締役会その他の必要な会議に出席できるものとする。
- 8 取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人が監査役に報告するための体制
- (1) 取締役会は、監査役会と協議のうえ、取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める。
  - (2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、当社の事業の状況、コンプライアンスやリスク管理などの内部統制システムの整備及び運営状況などを定例的に報告するほか、当社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告することとする。
  - (3) 子会社の取締役、監査役、使用人は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した時は、直ちに当社の監査役へ報告する。
- 9 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、内部通報に関する規程で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
  - (2) 内部監査担当者は、内部監査に際して、第1号の運用が徹底されているかにつき、定期的に検証し、取締役会に報告する。
- 10 監査費用の前払い又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
  - (2) 緊急又は臨時の費用については、職務の執行上必要でないと認められた場合を除き、前払い又は事後当社に償還を請求できる。あらかじめ計上した予算によって監査費用が賄えない場合も同様とする。
- 11 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役は、監査役との間で、相互の意思疎通を図るため定期的な会合を開催し、監査機能の実効性向上に努める。
  - (2) 内部監査担当者は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
- 12 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理関連規程を整備するとともに、内部統制システムの整備を行い、このシステムが適正に機能することを継続的に評価し、不備

があれば是正していく体制を構築する。

13 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社諸規程に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

また、当社は、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を管理部とし、警察又は公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターその他反社会的勢力等排除のための外部専門機関との連携を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、以下のとおり、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

(運用状況の概要)

1 取締役の職務執行

当社は、取締役会規則に基づき、原則として月1回又は必要に応じて臨時に取締役会を開催しております。定例取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

2 監査役会による監視

当社は、監査役会において、監査計画の策定及びその実施状況について、定期的に情報を共有しております。また、監査役の監査の実効性を確保するため、取締役会、経営戦略会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議及び代表取締役等との定期的な会合において、監査役と情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査担当者及び監査法人との間で随時意見交換や情報共有を行うなどの連携を図っており、それらを通じて監査役が業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。

3 コンプライアンス体制の運用

当社は、コンプライアンス関連規程に基づき、全ての役職員が法令遵守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を図るため、内部通報規程に基づき、通報窓口を社内へ通知し、その運用を図っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元については、重要な経営課題の一つとして位置づけております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。また、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。その他、基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

しかしながら、現在当社は成長拡大の過程にあると考えており、財務体質強化のため内部留保の充実を図り、事業の安定的かつ継続的な発展に努めることが株主価値の最大化に資すると考えております。

内部留保資金につきましては、さらなる成長に向けた研究開発、事業拡大に向けた運転資金や人材採用及び育成等の組織の構築のための投資に充当していく方針であります。

このことから、当社は創業以来配当を実施しておらず、当面は引き続き配当を行わず内部留保を基本方針とするものの、財政状態及び経営成績、今後の事業計画を総合的に勘案し、配当方針については引き続き検討する予定であります。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2025年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額       | 科 目                       | 金 額        |
|---------------------|-----------|---------------------------|------------|
| 資 産 の 部             |           | 負 債 の 部                   |            |
| 流 動 資 産             |           | 流 動 負 債                   |            |
| 現 金 及 び 預 金         | 417,679   | 短 期 借 入 金                 | 300,000    |
| 売 掛 金               | 60,335    | 1年以内返済予定の長期借入金            | 101,572    |
| 商 品                 | 169,130   | 未 払 金                     | 102,144    |
| 仕 掛 品               | 5,722     | 未 払 法 人 税 等               | 5,002      |
| そ の 他               | 60,693    | 契 約 負 債                   | 9,440      |
| 流 動 資 産 合 計         | 713,561   | 賞 与 引 当 金                 | 70,000     |
| 固 定 資 産             |           | そ の 他                     | 22,705     |
| 有 形 固 定 資 産         |           | 流 動 負 債 合 計               | 610,865    |
| 建 物 附 属 設 備         | 1,819     | 固 定 負 債                   |            |
| 工 具、器 具 及 び 備 品     | 2,969     | 長 期 借 入 金                 | 451,792    |
| 有 形 固 定 資 産 合 計     | 4,789     | 固 定 負 債 合 計               | 451,792    |
| 無 形 固 定 資 産         |           | 負 債 合 計                   | 1,062,657  |
| ソ フ ト ウ エ ア         | 609,533   | 純 資 産 の 部                 |            |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定   | 14,198    | 株 主 資 本                   |            |
| そ の 他               | 6,197     | 資 本 金                     | 318,920    |
| 無 形 固 定 資 産 合 計     | 629,929   | 資 本 剰 余 金                 | 1,578,610  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産     |           | 利 益 剰 余 金                 | △1,317,360 |
| 関 係 会 社 株 式         | 274,790   | 株 主 資 本 合 計               | 580,169    |
| そ の 他               | 25,368    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     |            |
|                     |           | 為 替 換 算 調 整 勘 定           | 1,292      |
|                     |           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 1,292      |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 合 計 | 300,158   | 新 株 予 約 権                 | 4,320      |
| 固 定 資 産 合 計         | 934,877   | 純 資 産 合 計                 | 585,781    |
| 資 産 合 計             | 1,648,439 | 負 債 純 資 産 合 計             | 1,648,439  |

# 連結損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額    |          |
|--------------------|--------|----------|
| 売上高                |        | 530,019  |
| 売上原価               |        | 255,661  |
| 売上総利益              |        | 274,358  |
| 販売費及び一般管理費         |        | 903,062  |
| 営業損失(△)            |        | △628,704 |
| 営業外収益              |        |          |
| 受取利息               | 533    |          |
| その他                | 54     | 587      |
| 営業外費用              |        |          |
| 支払利息               | 19,476 |          |
| 支払手数料              | 4,386  |          |
| 持分法による投資損失         | 61,133 |          |
| 為替差損               | 4,504  |          |
| その他                | 168    | 89,669   |
| 経常損失(△)            |        | △717,785 |
| 特別損失               |        |          |
| 本社移転費用             | 2,069  |          |
| 固定資産除却損            | 827    | 2,897    |
| 税金等調整前当期純損失(△)     |        | △720,683 |
| 法人税、住民税及び事業税       |        | 950      |
| 当期純損失(△)           |        | △721,633 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) |        | △721,633 |



# 連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |            |           |
|-------------------------|---------|-----------|------------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高               | 308,080 | 1,567,770 | △595,726   | 1,280,123 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |            |           |
| 新 株 の 発 行               | 10,840  | 10,840    | —          | 21,680    |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純損失(△)  | —       | —         | △721,633   | △721,633  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | —       | —         | —          | —         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 10,840  | 10,840    | △721,633   | △699,953  |
| 当 期 末 残 高               | 318,920 | 1,578,610 | △1,317,360 | 580,169   |

|                         | その他の包括利益累計額        |                              | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|--------------------|------------------------------|-------|-----------|
|                         | 為 替 換<br>算 調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括<br>利 益 累 計 額 合 計 |       |           |
| 当 期 首 残 高               | △6,361             | △6,361                       | —     | 1,273,761 |
| 当 期 変 動 額               |                    |                              |       |           |
| 新 株 の 発 行               | —                  | —                            | —     | 21,680    |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純損失(△)  | —                  | —                            | —     | △721,633  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 7,654              | 7,654                        | 4,320 | 11,974    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 7,654              | 7,654                        | 4,320 | △687,979  |
| 当 期 末 残 高               | 1,292              | 1,292                        | 4,320 | 585,781   |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
- (2) 連結子会社の名称 Informetis Europe Ltd.

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 1社
- (2) 会社の名称 株式会社エナジーゲートウェイ
- (3) 持分法適用関連会社の事業年度に関する事項

株式会社エナジーゲートウェイは、3月決算であり、決算日が異なるため、同社の直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した財務諸表を使用しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

重要な資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準 原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品 移動平均法

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

定率法を採用しております。2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6年～15年

工具、器具及び備品 3年～8年

## ②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

## (3) 引当金の計上基準

### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

## (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの収益は、当社グループの提供するプラットフォームやプラットフォーム上で稼働する各種アプリ(以下、「プラットフォーム等」といいます。)に関して、利用開始時に発生する一時的な収益である「アップフロント」と、累積的・継続的に発生する収益である「プラットフォーム・アプリ提供」及び「アップフロント」と「プラットフォーム・アプリ提供」以外の収益となる「その他」により構成されております。

「アップフロント」については、顧客に当社グループの提供するプラットフォーム等を利用することができるようにする義務を負っております。当該履行義務は、顧客がプラットフォーム等を利用できることを確認した時点が履行義務の履行時点となると判断し、同時点で収益を認識しております。

「プラットフォーム・アプリ提供」については、メンテナンス契約とプラットフォーム等の利用料によって構成されております。メンテナンス契約は契約に定められた期間に渡り、メンテナンスを行う義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。プラットフォーム等の利用料の受領は一括で受領するものと毎月受領するものの2パターンがあります。いずれのパターンにおいても、契約に基づく期間に渡って、顧客がプラットフォーム等の利用

ができるようにする義務を負っており、当該履行義務は時の経過とともに充足されるため、前者は当該契約期間に応じて均等按分し、後者は月末締めで収益として計上しております。

「その他」については、「アップフロント」及び「プラットフォーム・アプリ提供」以外の主に受託開発や実証等となり、当該履行義務は、顧客に対する成果物の納品時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

物品の販売契約における対価は、通常、短期のうちに支払期日が到来しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損損失の認識の要否

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 4,789 千円

無形固定資産 629,929 千円

（注）上記のうち、当社グループにおける減損の兆候がある固定資産は、当連結会計年

度において125,792千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングしております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その場合の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しております。

当連結会計年度においては、海外領域事業を中心とした資産グループについて、営業損益が継続的にマイナスとなっていることから減損の兆候を識別し、減損損失の認識の判定を行っておりますが、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画を基礎として見積っております。

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、事業計画における売上高の基礎となる今後の欧州ヒートポンプ市場の動向や当社グループの提供するエネルギーマネジメントサービスの導入率等であり、一定の成長を仮定しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響が生じる可能性があります。

## 2. 棚卸評価損の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 商品              | 169,130 千円 |
| 商品評価損           | 14,891 千円  |
| 持分法による投資損失      | 61,133 千円  |
| (うち、棚卸資産評価損相当額) | 167,480 千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

商品の評価基準及び評価方法については、主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。商品の保有状況から、滞留が生じている商品については将来の販売計画等を検討するとともに、評価方針に従って簿価切下げ

を行っておりますが、当該評価方針には将来の販売見込み及び処分見込みといった経営者による仮定を含んでおります。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響が生じる可能性があります。

また、当連結会計年度の関係会社株式274,790千円は、持分法適用会社に対する投資であり、翌連結会計年度以降に持分法適用会社で棚卸資産評価損が認識される場合には、連結計算書類において持分法による投資損益に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

12,483千円

##### 2. コミットメントライン契約

当社においては、株式会社みずほ銀行との間でコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく、連結会計年度末の借入未実行残高は以下の通りです。

| 当連結会計年度<br>(2025年12月31日) |            |
|--------------------------|------------|
| コミットメントラインの総額            | 300,000 千円 |
| 借入実行残高                   | 300,000 千円 |
| 差引額                      | － 千円       |

(注) 1 以下の財務上の特約が付されています。

① 2025年12月期決算における純資産（連結）の部の金額を2024年12月期決算における純資産（連結）の部の金額の75%以上に維持

② 2025年12月期決算における最終決算（連結）を経常黒字に維持

2 2026年2月13日に当該コミットメントライン契約による借入金を期日前返済し、新たに当座貸越契約を締結いたしました。詳細は連結注記表「8. 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。



## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式                    4,907,357 株

### 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式                    1,224,000 株

## 6. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスクに並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。回収遅延債権については、定期的に各担当者に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業債務である未払金は全てが1年以内に支払期日が到来するものであります。また、これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金の使途は、今後の事業規模拡大を見据え運転資金等の資金需要の増加に備えるものであります。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理に関しては、資金計画の見直しを四半期毎に行い、必要となる資金を計画的に調達しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式（連結貸借対照表計上額 274,790千円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、短期借入金、契約負債及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

|              | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額      |
|--------------|------------|---------|---------|
| (1) 長期借入金 ※1 | 553,364    | 522,485 | △30,878 |

※1 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 時価    |         |       |         |
|-------|-------|---------|-------|---------|
|       | レベル 1 | レベル 2   | レベル 3 | 合計      |
| 長期借入金 | —     | 522,485 | —     | 522,485 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 118円49銭

1 株当たり当期純損失 147円95銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(借入金の返済及び資金の借入)

当社は、2026年2月6日開催の取締役会において、以下のとおりコミットメントライン契約による借入金の期日前返済及び当座貸越契約の締結及び同契約に基づく資金の借入について決議いたしました。

### 1. 期日前に資金の返済を行う借入金の内容

|        |             |
|--------|-------------|
| 借入先の名称 | 株式会社みずほ銀行   |
| 借入金額   | 300,000千円   |
| 借入金利   | 基準金利        |
| 借入実行日  | 2025年10月23日 |
| 返済期日   | 2026年10月22日 |
| 返済実行日  | 2026年2月13日  |
| 返済方法   | 一括返済        |
| 担保の有無  | 無           |

|        |                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 財務上の特約 | ①2025年12月期決算における純資産（連結）の部の金額を2024年12月期決算における純資産（連結）の部の金額の75%以上に維持<br>②2025年12月期決算における最終決算（連結）を経常黒字に維持 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2. 資金の借入の内容

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 借入先の名称 | 株式会社みずほ銀行             |
| 契約締結日  | 2026年2月6日             |
| 借入金額   | 300,000千円             |
| 借入金利   | 基準金利＋スプレッド            |
| 借入実行日  | 2026年2月13日            |
| 返済期間   | 2026年2月13日～2026年8月31日 |
| 返済方法   | 期限一括返済                |
| 担保の有無  | 無                     |
| 財務上の特約 | 無                     |

## 3. 借入金の返済及び資金の借入の理由

従前のコミットメントライン契約については、契約条件及び当社の財務指標の推移等を踏まえ、資金管理の観点から検討を行ってまいりました。その中で、金融機関と必要な情報共有を行い、資金調達の在り方について協議を行った結果、資金管理の実務上の観点から、当該契約を継続することに代えて、別の契約形態を選択することが適切であるとの判断に至ったものです。

### （新株予約権の行使）

2026年1月7日から2026年2月17日の間に第9回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| (1) 行使された新株予約権の数   | 3,406個        |
| (2) 交付株式数          | 普通株式 340,600株 |
| (3) 新株予約権の行使による調達額 | 117,108千円     |
| (4) 増加した資本金の額      | 59,235千円      |
| (5) 増加した資本準備金の額    | 59,235千円      |

## 9. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの財又はサービスの種類別及び収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | アップフロント | プラットフォーム・<br>アプリ提供 | その他※    | 合計      |
|-----------------------|---------|--------------------|---------|---------|
| 一時点で移転される財又はサービス      | 15,091  | 30,510             | 205,045 | 250,647 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | —       | 279,372            | —       | 279,372 |
| 顧客との契約から生じる収益         | 15,091  | 309,883            | 205,045 | 530,019 |
| 外部顧客への売上高             | 15,091  | 309,883            | 205,045 | 530,019 |

(注) その他の主なものは、次世代（第2世代）スマートメーターを中心とする受託開発です。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度末 |
|---------------|----------|
| 顧客との契約から生じた債権 |          |
| 売掛金           | 60,335   |
| 契約負債          |          |
| 前受収益（注）       | 9,440    |

(注) 主に「プラットフォーム・アプリ提供」のメンテナンス契約及びプラットフォーム等の利用料のうち、一括で受領した場合に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|         | 当連結会計年度末 |
|---------|----------|
| 1年以内    | 6,323    |
| 1年超2年以内 | 2,446    |
| 2年超3年以内 | 158      |
| 3年超     | 512      |
| 合計      | 9,440    |



# 計算書類

## 貸借対照表

(2025年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額       | 科 目             | 金 額        |
|---------------------|-----------|-----------------|------------|
| 資 産 の 部             |           | 負 債 の 部         |            |
| 流 動 資 産             |           | 流 動 負 債         |            |
| 現 金 及 び 預 金         | 386,497   | 短 期 借 入 金       | 300,000    |
| 売 掛 金               | 59,834    | 1年以内返済予定の長期借入金  | 101,572    |
| 商 品                 | 115,592   | 未 払 金           | 146,121    |
| 仕 掛 品               | 5,722     | 未 払 費 用         | 9,229      |
| 前 払 費 用             | 14,886    | 未 払 法 人 税 等     | 5,002      |
| 未 収 還 付 消 費 税       | 38,604    | 契 約 負 債         | 9,440      |
| そ の 他               | 5,100     | 賞 与 引 当 金       | 70,000     |
| 流 動 資 産 合 計         | 626,239   | そ の 他           | 8,826      |
| 固 定 資 産             |           | 流 動 負 債 合 計     | 650,194    |
| 有 形 固 定 資 産         |           | 固 定 負 債         |            |
| 建 物 附 属 設 備         | 1,819     | 長 期 借 入 金       | 451,792    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品     | 2,950     | 固 定 負 債 合 計     | 451,792    |
| 有 形 固 定 資 産 合 計     | 4,770     | 負 債 合 計         | 1,101,986  |
| 無 形 固 定 資 産         |           | 純 資 産 の 部       |            |
| ソ フ ト ウ エ ア         | 615,022   | 株 主 資 本         |            |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定   | 16,720    | 資 本 金           | 318,920    |
| そ の 他               | 6,197     | 資 本 剰 余 金       | 1,578,610  |
| 無 形 固 定 資 産 合 計     | 637,941   | 資 本 準 備 金       | 308,920    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産     |           | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 1,269,690  |
| 関 係 会 社 株 式         | 479,533   | 利 益 剰 余 金       | △1,229,984 |
| 出 資 金               | 10        | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △1,229,984 |
| 長 期 前 払 費 用         | 8,547     | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △1,229,984 |
| そ の 他               | 16,811    | 株 主 資 本 合 計     | 667,545    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 合 計 | 504,901   | 新 株 予 約 権       | 4,320      |
| 固 定 資 産 合 計         | 1,147,613 | 純 資 産 合 計       | 671,865    |
| 資 産 合 計             | 1,773,852 | 負 債 純 資 産 合 計   | 1,773,852  |

# 損 益 計 算 書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額      |
|--------------|----------|
| 売上高          | 523,898  |
| 売上原価         | 246,724  |
| 売上総利益        | 277,174  |
| 販売費及び一般管理費   | 892,053  |
| 営業損失(△)      | △614,879 |
| 営業外収益        |          |
| 受取利息         | 313      |
| 受取配当金        | 14,270   |
| その他の         | 54       |
| 営業外費用        |          |
| 支払利息         | 19,476   |
| 支払手数料        | 4,386    |
| 為替差損         | 4,993    |
| その他の         | 168      |
| 経常損失(△)      | △629,266 |
| 特別損失         |          |
| 本社移転費用       | 2,069    |
| 固定資産除却損      | 827      |
| 税引前当期純損失(△)  | △632,164 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 950      |
| 当期純損失(△)     | △633,114 |

# 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

|                            | 株 主 資 本 |           |                    |                  |
|----------------------------|---------|-----------|--------------------|------------------|
|                            | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                    |                  |
|                            |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                  | 308,080 | 298,080   | 1,269,690          | 1,567,770        |
| 当 期 変 動 額                  |         |           |                    |                  |
| 新 株 の 発 行                  | 10,840  | 10,840    | －                  | 10,840           |
| 当期純損失 (△)                  | －       | －         | －                  | －                |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額合計 (純額) | －       | －         | －                  | －                |
| 当 期 変 動 額 合 計              | 10,840  | 10,840    | －                  | 10,840           |
| 当 期 末 残 高                  | 318,920 | 308,920   | 1,269,690          | 1,578,610        |

|                           | 株 主 資 本            |                  |                | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 計   |
|---------------------------|--------------------|------------------|----------------|-----------|-----------|
|                           | 利 益 剰 余 金          |                  | 株 主 資 本 計<br>合 |           |           |
|                           | そ の 他<br>利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計<br>合 |                |           |           |
|                           | 繰 越 利 益<br>剰 余 金   |                  |                |           |           |
| 当 期 首 残 高                 | △596,869           | △596,869         | 1,278,980      | －         | 1,278,980 |
| 当 期 変 動 額                 |                    |                  |                |           |           |
| 新 株 の 発 行                 | －                  | －                | 21,680         | －         | 21,680    |
| 当期純損失（△）                  | △633,114           | △633,114         | △633,114       | －         | △633,114  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額合計（純額） | －                  | －                | －              | 4,320     | 4,320     |
| 当 期 変 動 額 合 計             | △633,114           | △633,114         | △611,434       | 4,320     | △607,114  |
| 当 期 末 残 高                 | △1,229,984         | △1,229,984       | 667,545        | 4,320     | 671,865   |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品 移動平均法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物附属設備 | 6年～15年 |
|--------|--------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 工具、器具及び備品 | 3年～8年 |
|-----------|-------|

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|             |    |
|-------------|----|
| 自社利用のソフトウェア | 5年 |
|-------------|----|

#### 3. 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、当社の提供するプラットフォームやプラットフォーム上で稼働する各種アプリ（以下「プラットフォーム等」といいます。）に関して、利用開始時に発生する一時的な収益である「アップフロント」と、累積的・継続的に発生する収益である「プラットフォーム・アプリ提供」及び「アップフロント」と「プラットフォーム・アプリ提供」以外の収益となる「その他」により構成されております。

「アップフロント」については、顧客に当社の提供するプラットフォーム等を利用することができるようにする義務を負っております。当該履行義務は、顧客がプラットフォーム等を利用できることを確認した時点が履行義務の履行時点となると判断し、同時点で収益を認識しております。

「プラットフォーム・アプリ提供」については、メンテナンス契約とプラットフォーム等の利用料によって構成されております。メンテナンス契約は契約に定められた期間に渡り、メンテナンスを行う義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。プラットフォーム等の利用料の受領は一括で受領するものと毎月受領するものと2パターンあります。いずれのパターンにおいても、契約に基づく期間に渡って、顧客がプラットフォーム等の利用ができるようにする義務を負っており、当該履行義務は時の経過とともに充足されるため、前者は当該契約期間に応じて均等按分し、後者は月末締めで収益として計上しております。

「その他」については、「アップフロント」及び「プラットフォーム・アプリ提供」以外の主に受託開発や実証等となり、当該履行義務は、顧客に対する成果物の納品時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

物品の販売契約における対価は、通常、短期のうちに支払期日が到来しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 固定資産の減損損失の認識の要否

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 4,770 千円

無形固定資産 637,941 千円

(注) 上記のうち、当社における減損の兆候がある固定資産は、当事業年度において125,792千円であります。

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 1. 固定資産の減損損失の認識の要否」の内容と同一であります。

#### 2. 棚卸評価損の認識の要否

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 115,592 千円

商品評価損 14,891 千円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

商品の評価基準及び評価方法については、主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。商品の保有状況から、滞留が生じている商品については将来の販売計画等を検討するとともに、評価方針に従って簿価切下げを行っておりますが、当該評価方針には将来の販売見込み及び処分見込みといった経営者による仮定を含んでおります。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に影響が生じる可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

12,387千円

#### 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 28,925 千円

短期金銭債務 58,319 千円

3. コミットメントライン契約

連結注記表「4. 連結貸借対照表に関する注記 2. コミットメントライン契約」に記載した内容と同一であります。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 318,905 千円

販売費及び一般管理費 56,890 千円

営業取引以外の取引による取引高 42 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

2. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,907,357 株

3. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,224,000 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、税務上の繰越欠損金等であります。繰延税金資産については、全額評価性引当額として控除しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。



## 2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類   | 会社等の名称                    | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合 | 関連当事者との<br>関係                                | 取引の内容     | 取引金額    | 科目        | 期末残高       |
|------|---------------------------|------------------------|----------------------------------------------|-----------|---------|-----------|------------|
| 子会社  | Informetis<br>Europe Ltd. | 所有<br>直接100%           | 研究開発、欧州圏に<br>おける営業サポート<br>役職員の兼任・出向<br>資金の貸付 | ソフトウェアの購入 | 35,304  | 未払金       | 9,712      |
|      |                           |                        |                                              | システム利用料   | 56,733  | 未払金       | 39,143     |
| 関連会社 | 株式会社エナジ<br>ーゲートウェイ        | 所有<br>直接40%            | 国内における総代理<br>店<br>役職員の兼任・出向                  | 売上高(注)    | 317,719 | 売掛金       | 24,337     |
|      |                           |                        |                                              | 受取配当金     | 14,270  | 契約負債<br>- | 9,440<br>- |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## 3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

## 4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 136円03銭

1株当たり当期純損失 129円81銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

## 11. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

インフォメティス株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 宏

業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、インフォメティス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インフォメティス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

インフォメティス株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 宏

業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インフォメティス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

インフォメティス株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 高 橋 研 児 ⑩

社 外 監 査 役 大久保 樹 理 ⑩

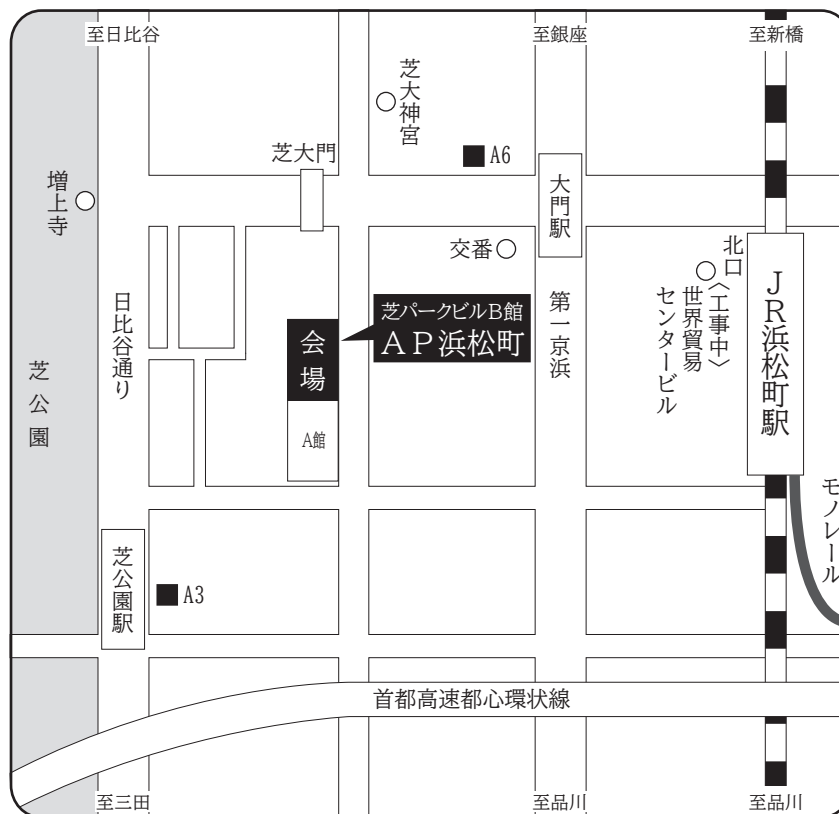
社 外 監 査 役 西 村 正 則 ⑩

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビルB館 地下1階  
A P 浜松町 F ルーム



J R山手線・京浜東北線  
都営浅草線・大江戸線

浜松町駅  
大門駅

北口より徒歩7分  
A 6 出口より徒歩3分

本書送付日現在、A 6 出口は改修工事のため閉鎖しております  
(3月下旬終了予定)。当日までに工事が完了していない場合  
は、恐れ入りますが他のお出口をご利用ください。

都営三田線

芝公園駅

A 3 出口より徒歩3分